

新年度の準備はお済みですか？ 各種手続きなどのお知らせ

TOPICS 01

異動シーズンに休日窓口を開設します

住所を変更する際には、
転入・転出の届けが必要です

例年、3月末から4月初めにかけて、住所変更をされる方が多くなります。そこで、転出・転入などの届出やそれに伴う事務手続きなどを休日も行えるように窓口を開設します。

●日にち 3月30日(日)、4月5日(土)、4月6日(日)

●時間 8:15～17:00

●場所 市役所本庁舎

●取扱い業務

住民異動や戸籍届出に伴う各種関係手続き

●開設窓口

本庁舎2階…税務課(4・7・8番窓口)

※税務課で発行する証明書等のお支払いは現金のみのお取り扱いとなります。

子育て健康課(9・10番窓口)

本庁舎3階…上下水道課(15番窓口)

●取扱い業務

- ・住民異動の届出(転入、転出など)
 - ・戸籍の届出(出生、死亡、婚姻など)
 - ・印鑑登録
 - ・戸籍謄抄本、住民票、印鑑登録証明書などの交付
- ※パスポート・住民異動を伴わないマイナンバーカード事務は除きます。

●開設窓口

本庁舎2階…市民課(1・2・3番窓口)

※尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所は開設しません。

転出届はマイナポータル
からも可能です！



【手続きの際の注意点】

- ・本人確認が必要な場合がありますので、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。
- ・手続きによっては、後日改めて市役所へおいでいただくことがあります。

【問合せ】市民課 市民係 ☎55-5309(本庁舎2階1・2・3番窓口)

TOPICS 02

上下水道の手続き、忘れていませんか？

以下に該当する方は上下水道の届出を忘れず
をお願いします

- ① 上下水道を使い始める方
- ② 上下水道を止める方
- ③ 使用者名を変える方
- ④ 転居・転出・死亡などで、世帯の人数が変更になる方

※①・②の方は、前日までに届出をお願いします。

※異動の届出をしない場合、さかのぼって料金が請求されたり、前住所の料金が引き続き請求されたりします。

●届出先

平賀・尾上地域	上下水道課(本庁舎3階)
碓ヶ関地域(上水道)	久吉ダム水道企業団
碓ヶ関地域(下水道)	上下水道課(本庁舎3階)

水道料金・下水道使用料のお支払いは
口座振替が便利です！

一度のお申込みで、水道料金・下水道使用料が毎月ご希望の口座から自動で引き落とされます。

※碓ヶ関地域の水道料金の口座振替については、久吉ダム水道企業団へお問い合わせください。

●取扱金融機関

- ・青森みちのく銀行 ・東奥信用金庫 ・ゆうちょ銀行
- ・青い森信用金庫 ・東北労働金庫
- ・つがる弘前農業協同組合 ・津軽みらい農業協同組合

●申込方法

通帳と届出印をお持ちのうえ、
取扱金融機関へお申し込みください。

●口座振替開始時期

お申込みから3～4週間かかります。

口座振替日

毎月25日

※金融機関が休日の場合は翌営業日

【問合せ】上下水道課 総務係 ☎55-5383(本庁舎3階15番窓口)、久吉ダム水道企業団 ☎48-2229

TOPICS 03

国民健康保険の手続きを忘れずにお願いします



住所変更される方、健康保険が変更になる方へ

職場の健康保険と違い、**国民健康保険の手続きは自分で行わなければなりません**。加入の届出が遅れると、加入資格を得た月分までさかのぼって国民健康保険税を納めなければなりません。

さらに、**加入の届出をしていない場合**、その間の**医療費は全額自己負担**になります。また、脱退の届出が遅れると、保険料(税)を二重に支払ってしまうこともありますので、必ず**異動のあった日から14日以内に**届け出ましょう。

詳細はこちら



➤ 進学した時は

国民健康保険に加入している方が進学により平川市から他市区町村へ住所を変更する場合は、学生用資格確認書等の手続きが必要です。転出届を提出したら、学生用資格確認書等の届出をお願いします。

必要なもの 学生であることが証明できるもの(在学証明書または学生証)、国民健康保険の資格確認書等

学生用資格確認書等とは？

平川市に住所のない方は、原則として平川市の国民健康保険を使うことができません。しかし、特例として、就学を理由に住所を変更し、平川市にいる扶養義務者が生計を維持している場合は、平川市が発行する学生用資格確認書等を使うことができます。(使用できるのは「学生である期間」のみ)

学生用資格確認書等をお持ちの方が卒業する場合

学生用資格確認書等を返却し、進路に応じた手続きが必要です。また、進学などにより、学生である期間が延長となる場合も手続きが必要です。学生用資格確認書等をお持ちの方がいる世帯には、3月中に案内通知をお送りしますので、手続きをお願いします。

【問合せ】 税務課 国保係 ☎55-5328 (本庁舎2階4番窓口)

TOPICS 04

軽自動車の廃車・名義変更は届出が必要です



軽自動車税(種別割)は、毎年**4月1日現在の所有者に1年分の税金が課税**されます。廃車・名義変更などの異動がある場合は届出が必要となります。なお、必要な書類については届出場所へお問い合わせください。

※軽自動車税(種別割)は公道の走行の有無にかかわらず、乗用装置(座席)が備えつけられている車両をお持ちの場合は課税の対象になりますので、ナンバープレート取得の届出が必要です。

●車種ごとの届出場所

- ①一般原動機付自転車(排気量125cc以下)、特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)、小型特殊自動車(トラクターやフォークリフトなど)、ミニカー

税務課住民税係、尾上・碓ヶ関総合支所、葛川支所
☎55-5368

- ②軽二輪自動車(排気量125cc超250cc以下)、小型二輪自動車(排気量250cc超)

東北運輸局 青森運輸支局
☎050-5540-2008

- ③軽自動車(排気量660cc以下の三輪・四輪)

軽自動車検査協会 青森事務所
☎050-3816-1831

令和6年度に軽自動車税(種別割)の減免を受けた身体障害者などの方へ

令和6年度に減免決定を受けた身体障害者などの方(各種手帳の交付を受けた方)のうち、減免事由(減免希望車両や運転者など)に変更がない場合は、**減免申請を省略できます**。4月上旬に令和6年度の申請状況を記載した「**減免予定通知書**」を**発送します**ので、令和7年の状況と変更がある場合は、4月末までに税務課住民税係へご連絡ください。

なお、生活保護受給者や構造(車いす移動車など)により減免を受けた方は、減免申請を省略できません。減免申請については、広報4月号でお知らせします。

※②・③は、以下の場所で手続きの代行を有料で行っています。

一般社団法人 弘前自動車協会 ☎32-7237 / 一般社団法人 黒石地区自動車協会 ☎53-2006

【問合せ】 税務課 住民税係 ☎55-5368 (本庁舎2階8番窓口)

TOPICS 05

引越しの際は忘れずに住民票を移しましょう



住民票は、選挙に投票することができる方の名簿である「選挙人名簿」への登録などにつながる大切な情報です。進学や就職などで引越する際は、転入・転出の手続きを行いましょう。

Q. 住民票を移したら、選挙の投票はどこでできるの？

A. 住民票を移してから3か月を経過すると、引越し後の新しい住所地で投票することができます。3か月を経過する前に選挙があった場合は、引越し前の住所地での投票となります。

※引越し前の住所地での投票は、引越し前の住所地に3か月以上住んでいた必要があります。
※地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

Q. 選挙の日に旧住所地に行けない場合は、投票できないの？

A. 「不在者投票」で投票ができます。
「不在者投票」は仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票を行うことができる制度です。

※投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

【問合せ】 選挙管理委員会事務局 ☎55-5392（本庁舎3階16番窓口）

市民が主役のまちづくりを目指して！
令和7年度
まちづくり懇談会

市民の皆さまの声を聴く「まちづくり懇談会」を開催します。令和6年度から令和7年度までの2年間で、市内全地区で実施することとしており、来年度は16地区の集会施設で開催します。当日は、市長が各地区の開催場所に出向いて意見を伺います。市民の方であればどなたでも参加できますので、皆さまの声をお聴かせください。

令和7年度まちづくり懇談会日程表

No.	地区名	開催場所	開催日
1	向陽	向陽多目的研修集会施設	4月17日(木)
2	荒田	荒田農業研修センター	5月1日(木)
3	尾崎	尾崎多目的研修集会施設	5月21日(水)
4	大光寺	大光寺コミュニティセンター	6月19日(木)
5	本町	本町コミュニティセンター	6月26日(木)
6	沖館	沖館地区産地機能増進人材養成施設（鳥海会館）	7月3日(木)
7	東部地区	葛川集会所	7月10日(木)
8	新屋	新屋多目的集会所	7月17日(木)
9	新館・向野	新館集落センター	7月24日(木)
10	平田森	平田森多目的集会所	8月21日(木)
11	町居	平賀地区農村交流活性化施設（飛鳥会館）	9月25日(木)
12	光城	光城コミュニティセンター	10月2日(木)
13	平成	平成町コミュニティセンター	10月23日(木)
14	南田中	南田中ふれあいセンター	10月30日(木)
15	李平	李平町会センター	11月6日(木)
16	猿賀	さるか交流館	11月20日(木)

※開会時刻は18：30となります。なお、都合により、開催日時や開催場所が変更となる場合がありますので、ご了承ください。会議録は市ホームページで公開するほか、本庁舎でご覧いただけます。

【問合せ】 政策推進課 ひらかわ魅力発信係 ☎55-5737（本庁舎3階21番窓口）

山火事に注意を！

山間部の雪解けが一層進み、空気が乾燥するこの時期は、1年のうちで最も山火事が発生しやすい季節です。貴重な森林を山火事から守るため、火の取扱いに十分注意してください。

春の火災予防運動 ～守りたい 未来があるから 火の用心～

4月14日から20日まで、県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。これからは空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になります。火災はちょっとした油断から、皆さまの大切な命や貴重な財産を奪います。

万が一に備え、住宅用火災警報器を設置しましょう。また、「住宅防火 いのちを守る10のポイント（4つの習慣・6つの対策）」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けましょう。

◆4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

◆6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類やカーテンは防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

〔問合せ〕 弘前消防本部予防課 ☎32-5104 または、最寄りの消防署、分署へ

まもなく新入学シーズン！子どもたちを交通事故から守るには？

●保護者の皆さまへ

子どもの成長に合わせた安全のサポートが必要です。小さな子どもに一人歩きをさせず、適切な保護・監督、子どもの理解力に合わせた交通安全の指導をお願いします。

●ドライバーの皆さまへ

住宅街や小学校、公園付近では、子どもの飛び出しが予想されます。突発的な行動にも反応できるように、周囲への安全確認を十分にお願いします。



〔問合せ〕 黒石警察署 ☎52-2311



学校給食の地産地消

ねぶた 根深ねぎ

学校給食では、例年10月～2月頃まで平川市産の根深ねぎを使用しています。柏木町地区の福土順一さんが、直接給食センターへ納めてくれています。

〈根深ねぎの栄養〉

血液をサラサラにする「硫化アリル」や、風邪予防が期待できる「ビタミンC」などが含まれます。食べる直前に切ることや、水にさらしすぎないことで、栄養をムダなくとることができます！

白い部分が長くなるよう、成長に合わせて土を盛ります。冬は鍋や汁ものに入れて、おいしく食べてほしいです。



根深ねぎ



福土順一さん(右)と母の順子さん

〔問合せ〕 平川市学校給食センター ☎44-2835